

**契約書・重要項目説明書及び個人情報使用同意書**  
**(指定計画相談支援又は障害児相談支援)**

**利用者名 (                      様)**

**一般社団法人ai・ai**  
**アイ・アイ介護相談**

## 「指定計画相談支援（又は障害児相談支援）」利用契約書

\_\_様（以下「利用者」という。）と一般社団法人ai・ai（以下「事業者」という。）は、利用者が事業者から提供される障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業・児童福祉法に基づく障害児相談支援事業（以下、「相談支援事業」という。）について、次のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結します。

### 第 1 条（契約の目的）

本契約は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な計画相談支援（及び障害児相談支援）を行い、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者が利用者に対して必要な障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（及び児童福祉法）（以下、「法」という。）に基づく指定計画相談支援サービス（及び指定障害児相談支援サービス）を適切に提供する事を定めます。

### 第 2 条（契約期間）

- 1 本契約の契約期間は、令和\_\_年\_\_月\_\_日から受給者証有効期間までとします。
- 2 上記契約満了日の7日前までに利用者から契約終了の申し出が無い場合、この契約は自動更新され、以後も同様とします。

### 第 3 条（サービス等利用計画（又は障害児支援利用計画）の作成）

- 1 事業者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画（又は障害児支援利用計画）の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 2 相談支援専門員は、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して利用者の心身の状況等、利用者が希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等を把握（以下「アセスメント」という。）します。
- 3 相談支援専門員は、サービス等利用計画（又は障害児支援利用計画）の作成の開始にあたっては、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求めるものとします。
- 4 相談支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者及び障害児の保護者（以下、「利用者等」という。）の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。
- 5 相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域生活相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、法第五条二十二項に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画（又は障害児支援利用計画）案を作成します。

6 相談支援専門員は、前項で作成したサービス等利用計画（又は障害児支援利用計画）案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該サービス等利用計画（又は障害児支援利用計画）案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、利用者等の同意を得た上で決定するものとしします。

7 相談支援専門員は、支給決定が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者等、その他の者との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画（又は障害児支援利用計画）案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集した会議の開催等により当該サービス等利用計画（又は障害児支援利用計画）案の内容について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地から意見等を求めることとします。また、これを基に、相談支援専門員はサービス等利用計画（又は障害児支援利用計画）を作成し、利用者等の同意を得た上で決定するものとしします。

#### 第4条（サービス等利用計画（又は障害児支援利用計画）作成後の便宜の供与）

事業者は、サービス等利用計画（又は障害児支援利用計画）作成後において、次の各号に定める指定継続サービス支援を提供するものとしします。

1 相談支援専門員はサービス等利用計画（又は障害児支援利用計画）作成後、サービス等利用計画（又は障害児支援利用計画）の実施状況の把握及び利用者についての継続的な評価（以下、「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画（又は障害児支援利用計画）の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定、又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨及び必要な援助を行います。

2 相談支援専門員はモニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録します。

#### 第5条（サービス等利用計画（又は障害児支援利用計画）の変更）

利用者がサービス等利用計画（又は障害児支援利用計画）の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画（又は障害児支援利用計画）の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画（又は障害児支援利用計画）を変更します。

#### 第6条（障害者支援施設（又は障害児入所施設）等への紹介）

事業者は、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行うものとしします。

#### 第7条（利用者負担額及び実費負担額）

1 事業者の提供する指定計画相談支援サービス（及び指定障害児相談支援サービス）に関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。但し、計画相談支援給付費（又は障害児相談支援給付費）額の代理受領を行わない場合は、重要事項説明書に定める金額を事業者に対し、支払うものとしします。

2 前項の他、利用者は、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅への訪問を受けて指定計画相談支援サービス（及び指定障害児相談支援サービス）の提供を受ける場合には、交通費実費相当額を事業者を支払うものとしします。

3 前項の実費負担額は、1カ月ごとに計算し、利用者はこれを翌月27日までに支払います。

#### 第8条（事業者の基本的義務）

1 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な計画相談を行い、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な指定計画相談支援サービス（及び指定障害児相談支援サービス）を適切に行います。

2 事業者は、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行うものに不当に偏ることのないよう、公正中立に指定計画相談サービスを行います。

## 第9条（事業者の具体的義務）

### 1（安全配慮義務）

事業者は、指定計画相談支援サービス（及び指定障害児相談支援サービス）の提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

### 2（説明義務）

事業者は本契約に基づく内容について、利用者等の質問等に対して適切に説明します。

### 3（守秘義務）

事業者及び相談支援専門員は、本契約による指定計画相談支援サービス（及び指定障害児相談支援サービス）を提供するにあたって知り得た利用者や家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。

### 4（記録保存整備義務）

（ア）事業者は、指定計画相談支援サービス（及び指定障害児相談支援サービス）の提供に関する記録を整備し、提供日から5年間保存します。

（イ）利用者及び利用者の後見人（必要に応じ利用者の家族を含む）は、事業者に対し、いつでも前項の記録の閲覧及び複写を求めることができます。

## 第10条（事故と損害賠償）

- 1 事業者は、指定計画相談支援サービス（及び指定障害児相談支援サービス）の提供によって事故が生じた場合には、速やかに都道府県、区市町村・利用者等の家族等に連絡して必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、指定計画相談支援サービス（及び指定障害児相談支援サービス）を提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。
- 3 事業者は万一の事故や不慮の事故に備えて「損害保険ジャパン株式会社」の福祉サービス総合補償保険に加入しています。（損害賠償責任の詳細については、損害保険ジャパン株式会社の規定通りです。）

## 第11条（契約の終了事由）

本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

- 1 利用者が死亡した場合
- 2 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所閉鎖した場合
- 3 事業者が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 4 第2条の契約期間が満了した場合（ただし満了前に契約更新の手続きがとられた場合は除く）

## 第12条（利用者からの解約）

- 1 利用者は、指定計画相談支援サービス（及び指定障害児相談支援サービス）が不要になった場合には、いつでも解約を申し出る事ができます。この場合には7日以上予告期間を持って、意思表示により連絡するものとし、予告期間満了時に契約は解除されます。
- 2 利用者の病変、急な入院など、やむを得ない場合は7日以内の通知でも解除できます。

## 第13条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- 1 利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくは相談支援専門員の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- 2 利用者が通常の事業の実施地域外に転居した場合
- 3 事業者は、重要事項説明書の18の規定に該当した場合、利用者に対して相当な期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができる。

## 第14条（苦情解決）

- 1 利用者は、本契約に基づく指定計画相談支援サービス（及び指定障害児相談支援サービス）に関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます。
- 2 利用者は、本契約に基づく指定計画相談支援サービス（及び指定障害児相談支援サービス）に関して、重要事項説明書に記載された第三者委員に苦情を申し立てることもできますし、運営適正化委員会に苦情を申し立てることもできます。

#### 第15条(緊急時の対応)

事業者は、居指定計画相談支援サービス（及び指定障害児相談支援サービス）を提供するにあたって利用者の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関と連絡を取り、必要な措置を講じます。

#### 第16条(裁判管轄)

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

#### 第17条（居指定計画相談支援サービス及び指定障害児相談支援サービス利用にあたっての留意事項）

利用者は、重要事項説明書の17の留意事項を守って、居指定計画相談支援サービス及び指定障害児相談支援サービスを利用するものとする。

#### 第18条(個人情報に関する同意)

個人情報保護基本方針に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用する事とします。

#### 第19条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

## 重要事項説明及び同意書

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条による福祉サービスの利用に関する説明及び第77条の規定、「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定ならびに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援及び指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定に基づき、本事業所の概要や提供するサービスの内容その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項をサービス利用希望者に対して説明するものです。

### 14. 計画相談支援及び障害児相談支援の利用にあたってご留意いただきたい事項

#### 1. 事業者

事業者の名称	一般社団法人ai・ai		
法人所在地	生駒市俵口町694-1		
代表者氏名	理事長 林秀之		
電話番号・FAX番号	電話：0743-99-2789	FAX：0743-99-2833	

#### 2. 事業所の概要

事業所の名称	アイ・アイ介護相談		
事業所の所在地	生駒市俵口町694-1		
電話番号FAX番号	電話：0743-99-2789	FAX：0743-99-2833	
メールアドレス	aiai.kaigo.358@gmail.com		
代表者	林秀之		
事業所番号	指定特定相談支援及事業（生駒市指定 第2930300153号） 指定障害児相談支援事業（生駒市指定 第2970300048号）		
事業の目的・運営方針	<p>(1) 指定特定相談・障害児相談支援は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ちながら、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮するとともに、利用者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援等のサービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。</p> <p>(2) 指定特定相談・障害児相談支援は、利用者提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。</p> <p>(3) 市及び事業所との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるとともに、民間相談支援事業所の設立・運営に対する支援等を行います。</p> <p>(4) 関係法令等を遵守します。</p>		
開設年月日	令和6年5月1日（指定特定及び障害児相談支援）		

#### 3. 事業所の職員体制

職 種	職員配置	常勤・非常勤	指定基準	常勤換算
管 理 者	1名	常勤1名	1名	—
相談支援専門員	1名以上	常勤1名	1名	1名
事 務	0名以上	常勤0名	—	—

※職員の配置については、厚生労働省の指定基準を順守しています。ただし、指定基準を下回らない範囲で変動することがあります。

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（週35時間）で除した数です。

※相談支援員の所持資格は介護支援専門員です。

#### 4. 職員の職種・勤務内容

職種	職務内容
管理者	従業者の管理、指定特定・障害児相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、従業者に関係法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
相談支援専門員	<p>【基本相談支援】 障害者等からの相談に応じ、情報の提供等を行い、市や障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。</p> <p>【サービス等利用計画の作成】 障害福祉サービス等の支給決定等の申請に係るサービス等利用計画の原案を作成します。また、支給決定等が行われた後に、関係者との連絡調整を行い、サービス等利用計画の作成を行います。</p> <p>【モニタリング】 支給決定等の有効期間内において、利用者が継続して障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、サービス等利用計画が適切であるかどうかにつき、見直しを行います。また、見直しの結果に基づき、サービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整又は新たな支給決定等に係る申請の勧奨を行います。</p>
管理者	林 秀之

#### 5. 事業所の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、日・国民の祝日 12月29日から1月3日までを除く。
営業時間	午前9時から午後4時30分まで
サービス提供時間	午前9時から午後4時30分まで
夜間・休日	電話等により24時間連絡可能な体制をとる。

#### 6. サービスを提供する地域

生駒市(高山町・鹿畑町・鹿ノ台・北田原・南田原町・ひかりが丘 除く) 奈良市(学園前・富雄・伏見・あやめ池地区) ・東大阪の一部とする。
--

#### 7. 指定特定・障害児相談支援の提供方法及び内容

利用者の日常生活全般を支援する観点から、利用者によるサービスの選択に資するよう、地域における指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者に加え、地域住民による自発的な活動によるサービス等も含めて、そのサービスの内容、利用料等の情報を適正に提供します。

##### (1) サービス等利用計画を作成します。

##### 【計画作成までの流れ】

1. 利用者及びその家族に面接して、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を確認し、利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。
2. 把握した課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類等を記載したサービス等利用計画の原案を作成し、利用者に交付します。
3. 支給決定等が行われた後に、支給決定等の内容を踏まえて変更を行ったサービス等利用計画の原案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、計画の原案の内容を説明するとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めます。
4. 担当者から専門的な見地からの意見を求めたサービス等利用計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、サービス等利用計画を完成し、利用者及び福祉サービス等の担当者に交付します。

##### (2) サービス等利用計画のモニタリングを実施します。

1. 計画の実施状況の把握及び計画の変更等

利用者及びその家族、福祉サービス等の事業者との連絡を継続的に行いつつ、作成したサービス等利用計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更、関係者との調整を行います。また、新たな支給決定等が必要であると認められる場合には、利用者に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行います。

8. 利用料金

事業者が法律の規定に基づいてサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。ただし、利用者の意向により給付費を自ら市へ請求する場合には、下記の料金を事業者を支払うものとします。

9. 利用者負担額の支払い方法等

サービス利用計画に利用者負担額が生じる場合については、障害者福祉サービス受給者証（以下「受給者証」という。）に記載された負担割合により算定された利用者負担額を1ヶ月ごとに納入通知書で請求しますので、納入期限までに銀行窓口でお支払いください。（納入場所については、納入通知書裏面参照。）

2. その他の費用について

利用者の居宅が、サービスを提供する地域に記載した提供地域の方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費が必要です。自動車を利用した場合の交通費は以下のとおりです。

事業所から通常の走行経路における片道距離

5 km未満	500円
10 km未満	1000円
10 km以上	1500円

10. サービス提供の記録

本事業所では、指定特定・障害児相談支援の提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存しております。また、利用者が他の相談支援事業所の利用を希望する場合、その他申出があった場合には、直近のサービス等利用計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

【本事業所にて保存している記録】

- ・福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- ・個々の利用者ごとに次の事項を記載した相談支援台帳  
サービス等利用計画案及びサービス等利用計画  
アセスメントの記録  
サービス担当者会議等の記録  
モニタリングの結果の記録
- ・関係機関からの情報提供に関する資料
- ・契約書
- ・重要事項説明書
- ・利用者負担に関する関係書類
- ・利用者に関する市への通知に係る記録
- ・利用者からの苦情の内容等の記録
- ・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

11. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

苦情受付窓口

苦情解決責任者：林 秀之（法人管理者）

苦情受付担当者：林秀之（相談支援専門員）

電話：0743-99-2789 FAX：0743-99-2833

(2) 行政機関その他苦情受付機関

【市町村の窓口】

・生駒市障がい福祉課

所在地：生駒市東新町8-38

電話：0743-74-1111 ファクス：0743-74-1600

受付日及び時間 月曜日～金曜日（祝日を除く）9:00～17:15

・奈良市障がい福祉課  
所在地：奈良市二条大路南1 -1 -1  
電話： 0742-93-3438 ファクス： 0742-93-3273  
受付日及び時間 月曜日～金曜日（祝日を除く）9:00～17:15

・東大阪市障害者支援室  
所在地：東大阪市荒本北50番地の4  
電話：06-4309-3184 ファクス： 06-4309-3815  
受付日及び時間 月曜日～金曜日（祝日を除く）9:00～17:15

#### 【公的団体の窓口】

- ・奈良県国民健康保険団体連合会  
電話：0120-21-6899  
受付日及び時間：月曜日～金曜日（土・日祝日を除く）9:00～17:00
- ・大阪府社会福祉協議会運営適正化委員会（福祉サービス苦情解員  
会） 所在地：大阪府中央区谷町7-4-15大阪府社会福祉会館2階  
電話： 06-6191-3130 ファクス： 06-6191-5660  
受付日及び時間 月曜日～金曜日（祝日を除く）10:00～16:00

#### 12. 虐待の防止のための措置

本事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定  
【虐待防止責任者】管理者 林 秀之
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

#### 13. 緊急の連絡先

1. 指定計画相談支援の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。
2. 上記以外の緊急時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行います。  
連絡先：電話番号0743-99-2789  
対応可能時間 月曜日～土曜日 9:00～16:30(日・国民の祝日、12/29～1/3を除く)

#### 15. 衛生管理等

- (1) 相談支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

#### 16. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定計画相談支援サービス及び指定障害児相談支援サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### 17. 計画相談支援及び障害児相談支援の利用にあたってご留意いただきたい事項

- (5) 禁止行為
  - ① 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
  - ② 職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
  - ③ 職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

## 18. 介護サービス契約の終了及び事業者からの契約の解除

事業者は、次に掲げるいずれかの場合には、相当な期間の経過後指定計画相談支援サービス及び指定障害児相談支援サービス契約を解除することができる。

① 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）

② 職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して指定計画相談支援サービス及び指定障害児相談支援サービスを提供することが著しく困難になったとき

③職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

上記②により契約を解除する場合、事業者は相談支援事所・障害児相談支援事所または保険者である区市町村と連絡を取り、利用者の心身の状況その他の状況に応じて、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を講じる。

## 19. その他運営に関する重要事項

本重要事項説明書及び契約書に定めない事項については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の定めるところを尊重してご利用者又はご利用者の御家族と当事業所間で相談や協議の上定めます。

以上の通り、アイ・アイ介護相談は、サービス等利用計画（又は障害児支援利用計画）の提供開始にあたり、ご利用者又はその御家族または、ご利用者の代理人に重要事項説明書及び契約書の本書面に基づく説明を

理解と同意が得られたものと致します。

### 個人情報使用同意書

私及びその家族等の個人情報の使用については、次に記載するとおりの内容を必要最小限の範囲内で使用することについて同意します。

#### 1 使用目的

- (1) サービス等利用計画に基づき、福祉サービス等が円滑に実施されるよう、事業所と福祉サービス事業所や関係機関等で行われるサービス調整会議等で必要な場合
- (2) 上記(1)のほか、相談支援専門員・介護支援専門員や市町村、福祉サービス事業所等との連絡調整のために必要な場合
- (3) 福祉サービス事業所等の提供を受け、心身の調子を崩した時や、けが等で病院に行った際に、医師及び看護師等に説明するために必要な場合
- (4) サービス等利用計画を申請する市町村に、事業の実施状況やサービス等利用計画の報告等
- (5) その他、当事業所で本事業及び関連する事業の事務等において必要な場合

#### 2 使用に当たっての条件

- (1) 個人情報の提供は、第1項に記載する目的の範囲内で、必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることがないよう、細心の注意を払います。

(2) その他、当事業所では相談支援専門員のスキルの向上を目的として、実践研究や会議等において事例として取り扱うことがあります。その場合、個人が特定されることがないように配慮するとともに、使用した事例は終了時に全て回収し、速やかに廃棄いたします。個人情報とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別又は識別され得るものをいいます。

指定特定・障害児相談支援の提供にあたり、本書面に基づいて、重要な事項の説明を行いました。

# 指定特定相談・障害児相談支援同意書及び申込書

〒 630-0243  
生駒市俵口町694-1  
アイ・アイ介護相談  
事業所番号 2930300153  
事業所番号 2970300048  
TEL : 0743-99-2789  
理事長 林 秀之



## 重要事項の説明について

サービス等利用計画（又は障害児支援利用計画）の提供開始にあたり、利用者（又はその代理人）に対し、本書面、重要事項説明書および契約書に基づき、指定特定相談支援・指定障害児相談支援に関する重要事項について説明を行いました。

説明日 令和 年 月 日  
説明者 氏名 林 秀之

## 同意および申込に関する確認事項

私は、以下の事項について説明を受け、内容を十分に理解・確認した上で、相談支援事業所「アイ・アイ介護相談」に対し、指定特定相談支援及び指定障害児相談支援の利用を申し込み、これらすべてに同意します。

1. 重要事項説明書および契約書の内容
2. サービス等利用計画（又は障害児支援利用計画）の作成・見直し・モニタリング
3. 個人情報の取扱いについて

当事業所の個人情報保護方針に基づき、相談支援業務の実施に必要な範囲において、利用者本人の個人情報家族・関係機関等の個人情報を使用すること。

利用者情報

住 所 〒 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 昭和・平成・令和 年 月 日

電話番号 \_\_\_\_\_

## 署名欄（同意・申込みの最終確認）

上記内容すべてについて説明を受け、理解した上で同意し、指定特定相談支援及び指定障害児相談支援の利用を申し込みます。

- 利用者本人による署名  
 代理人による署名（本人の意思を確認の上）

署名（自署）： \_\_\_\_\_ 続柄（ ）

署名日：令和 年 月 日

**指定特定相談・障害児相談支援  
契約書・重要項目説明書及び個人情報使用同意書同意**